監事監査規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人フードバンク北九州ライフアゲイン（以下「この法人」という。）における監事の監査に関する基本的な事項を定めたものであり、監事の監査は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程による。

（基本理念）

第２条　監事は、この法人の機関として、理事と相互信頼の下に、公正不偏の立場で監査を行うことにより、この法人の健全な経営と社会的信頼の向上に努め、その社会的責任の遂行に寄与するものとする。

（職責）

第３条　監事は、理事の業務執行、職員の業務遂行及びこの法人の財産の状況を監査する。

（理事等の協力）

第４条　理事及び職員は、監事による法令、定款及びこの規程に定める業務の遂行に協力するものとする。

２　理事又は理事会は、監事の職務のために必要な体制の整備に留意する。

（監査の実施）

第５条　監事は、次に掲げる監査事項について、調査・閲覧・立会・報告の聴取等により監査を行うものとする。

⑴　重要な文書等

⑵　重要又は特殊な取引、債権の保全又は回収及び債務の負担

⑶　この法人と理事との競合取引又は利益相反取引

⑷　財産の状況

⑸　経理規則第９条第２項に規定する財務諸表等（以下「財務諸表等」という。）

⑹　総会に提出すべき議案、書類、電磁的記録その他の資料

⑺　その他法令、定款又はこの法人の規程に定める事項

２　監事は、いつでも、理事及び職員に対し事業の報告を求め、又はこの法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

（会議への出席）

第６条　監事は、理事会及び総会に出席し、意見を述べることができる。

２　監事は、理事会又は総会に出席できなかった場合には、出席した理事から、その審議事項について報告を受け、又は議事録、資料等の閲覧を求めるものとする。
３　監事は、理事会及び総会以外に開催される重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

（総会等への報告等）
第７条　監事は、監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告しなければならない。
２　監事は、前項の報告をするために必要がある場合には、総会を招集するものとする。

（理事会への報告等）
第８条　監事は、理事又は職員が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しければならない。
２　監事は、必要があると認めるときは、理事長（理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは各理事）に対し理事会の招集を請求することができる。
３　前項の請求をした監事は、当該請求から９日以内に、当該請求があった日から 14 日以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、理事会を召集することができる。
４　監事は、理事に対し、この法人の業務の適性かつ合理的な運営のため、業務の運営又はこの法人の諸制度並びに財産の状況について、意見を述べることができる。

（差止請求）
第９条　監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令・定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、これによりこの法人に著しい損害を生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為の差止めを請求することができる。

（理事等からの報告への対応）
第 10 条　監事は、理事又は職員から、理事または職員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがある、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があるとの報告を受けた場合、調査等の必要な措置を講ずるものとする。

（会計方針等に関する意見）
第 11 条　監事は、理事が会計方針又は計算書類及び財産目録の記載方法を変更する場合に

は、あらかじめ変更の理由について報告するよう求めることができる。

2　監事は、会計方針又は計算書類及び財産目録の記載方法について疑義があるときは、理事に意見を述べなければならない。

（総会への報告）

第 12 条　監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査し、法定若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

（総会における説明義務）

第 13 条　監事は、総会において会員から説明を求められ、又は質問を受けた場合には、議長の議事運営に従い、法令で定める場合を除き、必要な説明又は回答をしなければならない。

（監事の任免に関する意見）

第 14 条　監事は、その選任及び解任について、総会において意見を述べることができる。

（計算書類等の監査）

第 15 条　監事は、理事から事業報告書及び財務諸表等を受領し、これらの書類について監査する。

（監査報告）

第 16 条　監事は、日常の監査を踏まえ、前条の監査を経て、法令の規定に従い、監査報告を作成する。監事の間で異なる意見がある場合には、それぞれの意見を監査報告に記載する。

2　前項の監査報告には、作成年月日を付し、監事全員が記名押印をするものとする。

3　監事は、前 2 項の規定により作成した監査報告を、理事に提出する。

（改廃）

第 17 条　この規程の改正は、監事全員の合意により行い、理事会に報告する。

附則

この規程は、令和 3 年 11 月 27 日から施行する。（令和 3 年 11 月 19 日監事決定）